

# 千葉県医療扶助適正化推進事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、医療扶助適正化推進事業（以下「事業」という。）の円滑な実施のため、必要な事項を定めるものとする。

## (事業の目的)

第2条 この事業は、厚生労働省の定める「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」における「生活保護適正実施推進事業実施要領」に基づき、「医療扶助適正実施推進事業」の一環として、後発医薬品の使用促進など医療扶助適正化対策を推進するため、医療扶助相談・指導員（以下「指導員」という。）を配置し、各区保健福祉センター社会援護課（中央区・若葉区においては社会援護第一・二課）（以下「社会援護課」という。）において、生活保護受給者への助言指導や医療機関・薬局等への制度の周知・協力依頼を行うなど医療扶助の適正化を図ることを目的とする。

## (指導員)

第3条 指導員の配置場所は、原則次のとおりとする。

1 指導員は、各区社会援護課で雇用し、業務を行うものとする。

なお、緑保健福祉センター社会援護課に配置する指導員は、美浜保健福祉センター社会援護課においても業務を行うものとする。

2 指導員の身分は非常勤嘱託職員とし、医療に関する業務の実務経験者であって、この事業に理解のある者とする。

## (指導員の業務)

第4条 指導員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 生活保護受給者に対する後発医薬品の服用に関する周知、協力依頼、相談応対等

(2) 医療機関・薬局に対する後発医薬品の使用促進に関する協力依頼と連絡調整等

(3) 調剤レセプトの点検業務

(4) その他、生活保護の医療扶助の適正化を図るための業務

2 指導員は業務を行うにあたっては、別に定める医療扶助適正化推進事業実施手順書及び同手順書に定める様式に記録し、管理する。

3 指導員は地区担当員等と常に情報を共有し、連携し必要な指導及び助言を行う。

(対象者)

第5条 対象者は、医療扶助を適用する生活保護受給者のうち、処方医が後発医薬品の使用が可能であると判断した者とするほか、医療扶助適正化推進事業実施手順書に定められた者とする。

(個人情報保護)

第6条 指導員は、業務にあたり、生活保護受給者及びその関係者のプライバシー保護や、個人情報の適正な取扱いに留意するものとする。

(業務の報告)

第8条 指導員は、業務ごとに定める所定の様式の種類に応じ、毎月或いは年度終了後、速やかに所属する社会援護課長まで報告をする。

2 社会援護課長は、指導員から前項により、別に指定する書面の提出を受けたときは、速やかにその写しを保護課長に提出をする。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。